

秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正すること
について

秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年 1 2 月 4 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

動物の死体の処理に要する経費の増額に伴い、その処理手数料を引き上げるため、改正するものであります。

秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年秦野市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表動物の死体の項中「5,250円」を「5,830円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第55号 秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

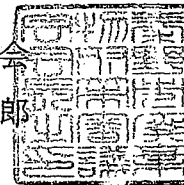
新			旧		
別表（第20条関係）			別表（第20条関係）		
種別	取扱区分	手数料	種別	取扱区分	手数料
(略)			(略)		
動物の死体		1体につき <u>5,830円</u>	動物の死体		1体につき <u>5,250円</u>
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		
<p>附 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>					



令和元年10月18日

秦野市長 高橋昌和様

秦野市廃棄物対策審議会
会長 原田 一郎



秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
(答申)

令和元年10月18日付、FNo.5・3・0(甲)によって諮問のありました標記の件について、慎重に審議した結果、原案のとおり改正されるよう答申します。



F No. 5 ・ 3 ・ 0 (甲)

令和元年10月18日

秦野市廃棄物対策審議会

会長 原 田 一 郎 様

秦野市長 高 橋 昌 和



秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

(諮問)

秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第20条において別表で定める一般廃棄物の処理手数料のうち動物の死体処理に係る手数料の見直しを行います。

つきましては、秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、貴審議会の御意見を伺いたく諮問いたします。